

田辺市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号の規定により、障害者及び障害児（法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。以下「障害者等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目及び基準額)

第2条 給付の対象となる用具の種目及び基準額並びに給付数等は、別表に掲げるものとする。

2 別表に定める用具のうち、点字図書、点字新聞及び居宅生活動作補助用具の給付については、別に要綱を定めるものとする。

(給付対象者)

第3条 この事業の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市において記録されている者（以下「市民」という。）である障害者等で、別表に掲げる用具の品目に応じ、同表の対象者の欄に定める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第19条第3項の規定を準用して支給決定を行うことにより市民となった在宅の者については、この要綱の規定を適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、市民でないが法第19条第3項の規定による支給決定を行っている在宅の者については、その者を市民とみなし、この要綱の規定を適用する。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、給付の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は、給付対象者から除く。

(用具の給付の申請及び決定)

第4条 用具の給付を受けようとする給付対象者又はその保護者等（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で給付対象者を現に保護する者をいう。以下同じ。）は、日常生活用具給付申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、必要な調査等を行い、給付の可否を決定し、日常生活用具給付決定通知書又は日常生活用具給付却下決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により用具の給付を決定したときは、重度障害者等日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

4 前項の規定により用具の給付の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）は用具納入業者（以下「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

(費用の負担)

第5条 給付決定者又はその保護者等（以下「納入義務者」という。）は、必要な用具の購入に要する費用の一部を直接業者に支払わなければならない。

- 2 前項の規定により支払うべき額（以下「自己負担額」という。）は、法第76条第2項に規定する、家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、別表に定める排せつ管理支援用具（以下「排せつ管理支援用具」という。）に係る利用者負担額については、納入義務者に代わり田辺市が負担するものとする。

（費用の請求）

第6条 用具を納入した業者は、給付に必要な用具の購入等に要した費用から給付決定者が直接業者に支払った額を控除した額を市長に請求するものとする。この場合において、給付に必要な用具の購入等に要した費用は、別表の基準額の欄に定める額の範囲内とする。

（用具の管理）

第7条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用してはならない。また、用具を棄損、滅失したときは、市長は、当該給付に要した費用の一部又は全部を返還させるものとする。

（排泄管理支援用具の特例）

第8条 市長は、申請手続の利便を考慮し、排せつ管理支援用具については、1枚の給付券で次のとおり給付することができるものとする。

- (1) 暦月を単位として最大6月分まで給付券1枚で交付すること
- (2) 別表の基準額（月額）の範囲内で1月に必要とする排せつ管理支援用具に相当する額の6倍（6月分）の額を限度として給付券1枚に記載して交付すること。

（台帳の整備）

第9条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。